

厚木市斎場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 日

厚木市長 山口 貴裕

厚木市斎場条例施行規則の一部を改正する規則

厚木市斎場条例施行規則（昭和47年厚木市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

火葬炉	午前 9 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から	2	
		午前 10 時 30 分から	2	
		午前 11 時から	1	12 月 31 日及び 1 月 4 日から同月 6 日まで（1 月 4 日から同月 6 日までの間に友引の日がある場合には、同月 4 日から同月 7 日まで）の間は、条例別表の使用料の区分が市内であるもの（以下「市内死亡者等」という。）に係る火葬についてのみ火葬炉を使用することができる。ただし、火葬炉を使用しようとする日の 2 日前の午前 8 時までに市内死亡者等に係る火葬炉の使用の予約がない場合は、この限りでない。

		午前11時30分から	2	(1) 火葬可能な火葬炉 2 基のうち 1 基については、式場の使用を伴わない場合は、使用することができない。ただし、1 月 4 日における火葬炉の使用については、この限りでない。 (2) 12月31日及び 1 月 4 日から同月 6 日まで（1 月 4 日から同月 6 日までの間に友引の日がある場合には、同月 4 日から同月 7 日まで）の間は、市内死亡者等に係る火葬についてのみ火葬炉を使用することができる。ただし、火葬炉を使用しようとする日の 2 日前の午前 8 時までに市内死亡者等に係る火葬炉の使用の予約がない場合は、この限りでない。
		正午から	1	式場の使用を伴わない場合は、火葬炉を使用することができない。ただし、1 月 4 日における火葬炉の使用については、この限りでない。

		午後零時 30 分から	2	市内死亡者等に係る火葬についてののみ使用できる。ただし、火葬炉を使用しようとする日の 2 日前の午前 8 時までに市内死亡者等に係る使用の予約がない場合は、この限りでない。
		午後 1 時から	1	
		午後 1 時30分から	2	
		午後 2 時から	1	12月31日及び 1 月 4 日から同月 6 日まで（ 1 月 4 日から同月 6 日までの間に友引の日がある場合には、同月 4 日から同月 7 日まで）の間は、市内死亡者等に係る火葬についてののみ火葬炉を使用することができる。ただし、火葬炉を使用しようとする日の 2 日前の午前 8 時までに市内死亡者等に係る火葬炉の使用の予約がない場合は、この限りでない。
		午後 2 時30分から	2	

」

を
「

火葬炉	午前 9 時から 午後 5 時まで	午前 9 時から	2	
		午前 9 時 30 分から	1	
		午前 10 時から	2	
		午前 10 時 30 分 から	1	

		午前 11 時から	2	12 月 29 日から 31 日まで及び 1 月 4 日から同月 31 日までの間は、条例別表の使用料の区分が市内であるもの（以下「市内死亡者等」という。）に係る火葬についてのみ火葬炉を使用することができる。ただし、火葬炉を使用しようとする日の 2 日前の午前 8 時までに市内死亡者等に係る火葬炉の使用の予約がない場合は、この限りでない。
		午前 11 時 30 分から	1	式場の使用を伴わない場合は、火葬炉を使用することができない。ただし、1 月 4 日における火葬炉の使用については、この限りでない。

		正午から	2	(1) 火葬可能な火葬炉 2 基のうち 1 基については、式場の使用を伴わない場合は、使用することができない。 ただし、1 月 4 日における火葬炉の使用については、この限りでない。 (2) 市内死亡者等に係る火葬についてのみ使用できる。 ただし、火葬炉を使用しようとする日の 2 日前の午前 8 時までに市内死亡者等に係る使用の予約がない場合は、この限りでない。
		午後零時 30 分から	1	市内死亡者等に係る火葬についてのみ使用できる。ただし、火葬炉を使用しようとする日の 2 日前の午前 8 時までに市内死亡者等に係る使用の予約がない場合は、この限りでない。
		午後 1 時から	2	

		午後 1 時 30 分から	1	12 月 29 日から 31 日まで及び 1 月 4 日から同月 31 日までの間は、市内死亡者等に係る火葬についてのみ火葬炉を使用することができる。ただし、火葬炉を使用しようとする日の 2 日前の午前 8 時までに市内死亡者等に係る火葬炉の使用の予約がない場合は、この限りでない。
		午後 2 時から	2	
		午後 2 時 30 分から	1	
		午後 3 時から	2	

に改め、同表備考 2 中「午前11時から」を「午前10時30分から」に改める。」

附 則

- 1 この規則は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。